

■議事 ①審議会運営要領の一部改正について

(事務局)

資料 1 に基づき説明します。

(委員)

別紙 2 の傍聴要領について、オンラインでの傍聴は想定されていないのでしょうか。

(事務局)

オンラインでの傍聴は想定しておりません。会場での傍聴のみとなっております。

(会長)

傍聴要領に会長の許可が必要とありますが、許可はどのように行うのでしょうか。

(事務局)

審議会の会議は公開が原則となっておりますが、議事の進行に支障がある場合には退場いただくことになります。

(会長)

事務局案のとおり運営要領を一部改正することとし、本日 1 月 28 日より施行することといたします。

■議事 ②令和 6 年度世代をつなぐ農村まると保全向上対策の実施状況について

(事務局)

資料 2 に基づき説明します。

(委員)

7 ページで説明のあった農地維持支払交付金ですが、昨年と比べて 800 ヘクタール減少したとのこと、資源向上も同様と思われますが、説明で「活動終了年度で継続を断念された」とありました。その要因は何でしょうか。

(事務局)

活動終了の要因としては、担い手がないこと、多面的機能支払交付金の活動における書類作成等の事務負担が大きいことが多く挙げられます。また、農家の方々の高齢化により、パソコン操作に不慣れな方が多く、書類作成の困難さや、それに加えて農地の維持や現場作業を行うことへの負担が大きいというご意見を多くいただいております。

(委員)

承知いたしました。それが広域化とも繋がっていると思います。令和 4 年度以降広域化が少し停滞しているとのことですので、広域化されれば事務負担をある程度カバーできるため、県として広域化を推進していただきたいと考えます。

(事務局)

ありがとうございます。

(会長)

では、次をお願いいたします。

(委員)

8 ページの 26 組織が減少した要因も気になっておりました。先ほどの説明の中で、地域外

経営体連携型などの増加についてお話がありましたが、私自身も組織に所属している一農家であり、以前、福井県で中山間地の多面的機能支払を受けていた団体の代表を務めていた経験から申し上げますと、やはり事務作業の煩雑さが最大の要因です。また、活動を牽引するリーダーの不足も深刻であり、高齢化もその一因です。しかし、やる気のある方は活動を継続されており、一方で、どうしても困難だと感じる方もいらっしゃいます。例えば、農林水産省では女性農業者向けの塾が開催されており、そこで団体のリーダーとなる人材を育成しています。約1年から1年半をかけて、オンラインとリアルを組み合わせながら、ファシリテーターの技術や会議をまとめる役割を担える女性農業者を育成しています。私自身もその塾に通わせていただいた経験があり、このように若手を育成することも有効な手段と考えます。実際に農村地域で活動を牽引している方々の中には、元行政職員でそうした能力に長けている方や、元企業で経験のある方が多くいらっしゃり、そのような方がいる地域団体は非常に強いです。しかし、そうでない素人ばかりの集まりでは、より一層困難になるため、そのような時にリーダーシップを発揮してくれる方がいると、農家としては大変ありがたいです。農家は米や野菜作りは得意でも、資料作成や発表は苦手という方も少なくありません。そのような部分をサポートいただければ、この減少傾向を食い止められるのではないかと考えます。また、滋賀県には大学が多いため、大学生に協力してもらった連携の形も一つではないでしょうか。

(会長)

ありがとうございます。

(事務局)

ありがとうございます。国で女性向けの塾があるとのことですが、全国的には全国農村振興技術連盟がリーダー研修やステップアップ研修を企画しております。しかし、活動組織の方々が、平日開催であることなどから、1日や2日間の研修であっても参加が難しいという現状があり、どうすれば参加してもらえるかが我々の課題でもあります。今いただいたご意見を参考にさせていただきます。ありがとうございます。

(会長)

では、次をお願いいたします。

(委員)

8ページの右下グラフのパーセンテージが合計で101になるところがあり、繰り上げられたのかと気になりました。もう一点、広域化についてですが、広域化することで事務的な負担が軽減されるというメリットがあるとお聞きしましたが、具体的にどこが事務を担うのでしょうか。広域化を進める上でも、事務を担う主体について明確なイメージがあれば、広域化しやすくなるかと思いました。

(会長)

補足ですが、グラフの表示方法があまり良くないと感じました。これは母数が508であり、合計が100%になるのではなく、508のうちの313という数値を示していると考えられます。また、これは複数回答であるため、100%にするのは誤りです。パーセンテージの数値を更新していただきたいと思います。もう一点の質問についてお願いします。

(事務局)

ご指摘ありがとうございます。グラフを更新いたします。2つ目のご質問にありました広域の事務局ですが、現在、滋賀県内では、県土連（滋賀県土地改良事業団体連合会）や、土地改良区が事務を担ってくださっているところがあります。地元から提出された書類を県土連が事務局として取りまとめ、金銭出納簿なども県土連が事務局として処理しているのが、滋賀県内の現状です。

(会長)

その際の事務手数料についても教えていただきたいのですが、手数料は発生していると考えてよろしいでしょうか。また、検討材料として皆に公開されているのか、あるいはバラつきがあるのか、教えていただけますでしょうか。

(事務局)

金額は公開されておりません。組織と事務局の間で取り決め、委託料を決定し契約を締結する形になります。それが広く周知されているかという点、そこまで周知はされておりません。

(会長)

分かりました。そのような検討をする際に、もう少し情報があれば良いことも悪いことも含めて、検討しやすくなると思います。

(事務局)

ありがとうございます。事務手数料について個別に聞き取りを行った中では、8%から11%の範囲で、10%前後と考えております。

(会長)

他に何かございますでしょうか。

(委員)

先ほどから書類作成の困難さ、そして担い手不足と合わせて書類作成が大変だというお話がありました。令和7年から新たな期間に移行し、事務的な書類作成において何か改善された点がありますか。また、書類作成に関して、他地域や他県で工夫され、うまく機能している事例はあるのでしょうか。これは国の補助金の話なので、最低限の書類は必要であることは理解しますが、何か工夫できる点や、国に働きかけて改善する余地があるのかも含めて、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

(事務局)

まず、ご質問の1点目ですが、提出様式の簡素化については、令和7年度からの制度改正に合わせて、一部簡素化されています。入力の手間が1回で済むようになったり、Excelでの入力作業が軽減されたり、日付順に自動的に並べ替えられるなどの改良はされています。しかし、地元の方々からは、そもそもExcelの操作に不慣れであるため、改良されてもあまり効果がないというご意見もいただいております。2点目に関して、国の担当者と話をする中で、まだ確約事項ではありませんが、年々そのような声が国にも届いているとのことで、事務のさらなる簡素化や書類のさらなる簡略化について検討が進められているとの情報を受けております。ただし、実際に実現するかどうかはまだ決定しておらず、国としては、最低限の書類は必要であり、税金を交付する上でどうしても削減できない部分もあるという

話も、地元の方々と交わされております。

（事務局）

事務負担軽減のため、Excel の書式において、例えば「何年から何年まで」といった複数箇所にもわたる入力が必要だった部分を 1 箇所にとめるなど、細かなマイナーチェンジは国の方でも様式の改良として少しずつ進めてくれています。また、事務の困難さへの対応として、これまでから広域化を推進しておりますが、その広域化においても、広域の事務局を担ってくださる組織、例えば土地改良区や土地改良事業団体連合会における事務員の確保も課題の一つです。現在広域化を推進しているものの、広域化における事務局、事務職員をいかに確保するかも課題となっております。県内のある市では、事務を行政書士に委託する試みもされており、うまくいけば参考にしたり、県内展開できたらと考えております。

（委員）

ありがとうございます。事務費もこの制度の中で措置されているということですか。

（事務局）

事務費は交付金から支出され、活動組織と事務委託契約が締結されます。ただし、各活動組織に交付される交付金から事務手数料を支払うことになるのですが、その事務手数料、例えば 10%がもったいないと感じている活動組織もいるのが実情です。むしろ、これまで何とかやってきたから、10%を支払うくらいなら自分たちでやるとおっしゃる活動組織もいらっしゃいます。

（会長）

では、次をお願いいたします。

（委員）

私は滋賀に近い別の県に住んでおり、すぐに比較してしまうのですが、例えば京都などと比べて、滋賀県は集落活動が非常に盛んだと思います。京都などは集落の力が比較的弱いため、否応なしに広域化しないと活動が継続できないという状況がある一方、滋賀県は集落の結びつきが非常に強く、広域化するよりも、何が何でも自集落内で頑張って活動を継続しようという意見も少なくないと感じます。しかし、先ほどから様々なご意見が出ているように、そのような小規模な区域で活動を考えると、どうしても担い手不足に陥らざるを得ず、徐々に取り組み組織が減少したり、活動面積が減少していくのではないかと思います。現状を打開するためにも、広域化を推進していく必要があると考えます。事務的なことをどこに担ってもらうかは、土地改良区や連合会が担ってくれるのが最も良いと思いますが、様々なケースを考慮し、自集落だけで計画書作成が困難な場合など、そうした声をきっかけに広域化を進めてみてはいかがでしょうか。多少の事務費はかかりますが、そのような進め方も有効ではないかと思いました。

（事務局）

ありがとうございます。参考になります。最近、突然継続できないという声を聞くことがありましたので、そのような時にこそこの広域化の話を進めていきたいと思います。

（委員）

大抵は突然の事態です。これまで中心となって活動されていた方が体調を崩したり、活動継

続が困難になったりすると、組織としての活動が不可能になることに繋がりやすいため、そのような情報収集や接触方法をよく検討していただく必要があると考えます。

（事務局）

はい、ありがとうございます。突然のことですので、予兆を掴むことも重要であると認識し、検討してまいります。

（会長）

では、お願いします。

（委員）

それぞれの活動団体には、中心経営体型、集落ぐるみ型などがあると思いますが、活動している団体間での情報交換や事例共有の場はありますか。先ほど申し上げた「型」で分けるべきではないと思いますが、活動団体同士が同様の悩みを抱えている中で、どのような工夫をしているか共有することで、活動終了の理由を解消し、継続に繋がる可能性もあります。事務手続きを含め、全体としてこのような手続きはもっと簡素化してほしいといった情報共有の場や、事例共有の場、さらには先ほど話題に出た人材育成など、共有する場は現在あるのでしょうか。

（事務局）

ありがとうございます。活動組織間の情報共有の場としては、先ほど事務局からご説明申し上げた、国が開催している「多面活動ステップアップ研修」があります。この研修には活動組織の方々も参加されており、滋賀県以外の組織とも情報交換や意見交換をする時間が設けられています。私自身も今年参加しましたが、兵庫の方と滋賀の方が意見や状況、困っていることを共有するなど、そのような場として活用されている研修はあります。今年、地域別の研修も巡回しており、そこで元々親交のあった方々同士なのだと思いますが、意見交換をしたり、研修終了後に話したりすることがありました。しかし、滋賀県全体として、そのような意見交換を目的とした催しは、現状開催できておりません。その点についても運営方法を含め、実現できるかどうか検討を進めます。

（委員）

全国レベルではなく、滋賀県内に身近な場所で、そのような繋がりがあればより良いと思います。ぜひご検討をよろしくお願いいたします。

（事務局）

はい、ありがとうございます。

（委員）

広域化の話に繋がりますが、先ほどの26団体が活動を辞めてしまったとのことでした。単独組織として活動している方々が広域化に踏み出せない場合に、リーダーが不在となった際でも、地域として活動がルーティン化しているため継続可能であるならば、事務作業だけを担ってくれるような受け皿があれば、それがステップとなり広域化に繋がるのではないかと思います。広域化を新たに設立するというのは難しいかもしれませんが、段階的なステップがあれば、いくつかの組織は残れるのではないかと感じました。どのような地域の方々が辞めてしまったのかは分かりませんが、状況を考えるとそのような方法は有効ではない

でしょうか。

（事務局）

ありがとうございます。段階的にまずは事務委託を行い、事務委託をしているいくつかの組織が集まって広域化を進めるということでしょうか。

（委員）

はい、そのイメージです。

（事務局）

これまで事務委託だけに焦点を当てて地元の方々と話すことはありませんでした。

（委員）

もちろん事務の受け皿となる方を育成する必要があると思いますが、特定の組織に委託するのではなく、単独で育成していくべきです。その方が他の業務と兼務で事務を行うのは大変なことです。事務の受け皿となって皆が活動を継続できれば良いと思います。

（事務局）

滋賀県のある地域では事務を引き受けている方もいらっしゃるの、そのような事例を今後周知し、活動組織の皆様に「事務は委託できる」ということを伝えていけるように推進してまいります。

（委員）

この話の流れで、私が経験した福井県での話があります。福井県がコウノトリを呼び戻す活動に力を入れていた時代に、私も第一線で活動しており、その時に感じたことです。皆が「コウノトリを呼び戻す」という一つの目標に向かって、世代を超えて連携し、共に努力していました。例えば、世界農業遺産に選ばれたことを契機に、活動を継続していこうという思いを県が一つにまとめ、具体的な方法や情報を適切に提供するという一連の流れをまず行うことで、未然に減少を防ぐことができると考えます。また、簡素化の一つの方法として、現在では誰もがスマートフォンを持っています。お年寄りでも孫の写真を撮るように、現場の写真を撮ることは可能です。現場の写真を撮ってもらい、一言二言「いつ、何をしたか」を添えるだけでも記録になると考えます。文字入力は大変な作業ですので、写真で現場の状況が確認できれば間違いがないため、そのような方法も有効だと思います。GAP（農業生産工程管理）においても写真が求められることがありますので、そのような方法はどうかと考えます。最後に、これは国の制度なのでどうすることもできないかもしれませんが、現在の物価高騰により、特に長寿命化対策における外注費用が著しく上昇しているのではないのでしょうか。他の団体も資金を積み立て、「何年後かにここをこうする」という計画を立てていますが、見積もりを取ってみると想定外の金額となり、計画を断念せざるを得ないケースが今後さらに増えると思います。そのような時にどのようにサポートできるか、それが活動の継続に繋がるとは思います。何か対応策はありますか。

（事務局）

ありがとうございます。1点目と2点目の情報発信については、我々で検討を進めます。3点目の長寿命化対策に限らずですが、地元の方々からも物価高騰に伴い、人件費や日当を含めて単価を上げる必要があるのではないかと意見をいただいております。国県担当者間で事

務局担当者として、そのような話をしております。おっしゃる通り、国の制度であるため国が変わらなければなりません、「このような意見が出ていますので、前向きにご検討をお願いします」と担当者間でもお願いしております。実際に国の担当者からも聞いておりますが、物価は上昇し続けている一方であるため、国の方でも検討されているという話は聞いております。今後も継続して要望してまいります。

（事務局）

「まるごと」の取り組みの中でも、長寿命化対策として外注による再整備というメニューがありますが、人件費や資材費の高騰により実施が困難な場合は、この「多面」以外の国の他の補助事業を活用してもらうように推進しております。現在、国も大区画化などコスト削減に繋がる取り組みであれば積極的に推進していくという流れもありますので、そのようなものも活用していきたいと考えております。また、防災減災地域共同活動支援交付金が、令和 7 年度補正で新たに国が制度を設けており、これは条件が限られておりますが、田んぼダムの取り組みを行う流域治水プロジェクトの流域内の排水路に限定された対策ではあります。しかし、新たに国が設けた制度を活用してもらうことで、地域全体の防災力向上にも繋がるため、そのような制度も積極的に活用してもらえよう、まずは地域の方々に、他の補助事業のメニューや新たにできた制度を県や市で周知する取り組みを進めていきたいと思っております。

（委員）

そのような情報を知らない人が多いと思います。必死に探して「これを使える」となっても、どうすればよいか分からない。そこが最も重要です。そこを徹底的にサポートしていただくことが、何よりも活動継続に繋がると思います。資金不足で活動を継続できないのは最も辛く、活動している本人からすれば悔しいはずです。私はそのようなことを教えてくださる行政の方に会ったからこそ、非常に助けられた経験があります。今どれだけサポートしてくれるかという点が非常に大きいと思います。引き続きよろしくお願いいたします。

（事務局）

承知いたしました。周知についても努力してまいります。

（会長）

ありがとうございます。

（委員）

先ほどの話の流れで施設の長寿命化について、私は毎回審議会でも発言しておりますが、長寿命化の取り組み数が少ないとのことなので、令和 5 年の審議会で、長寿命化対策については他の事業も活用しつつ地域の実状に合った長寿命化対策の実施を支援する、と今後の課題と取り組み方針として県の方で示していただきましたので、もう少し支援に力を入れていただきたいと思います。また、令和 7 年度の改正で広域組織において活動支援班の設置が可能となり、直営での補修工事等の施工もできるようになりましたので、ぜひ長寿命化を県の方で推進していただきたいと思います。厳しい基準はありますが、予算をできるだけ確保していただくようお願いいたします。

（会長）

時間になりましたので、特に他にご意見がなければこれで終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

事業としては適切に実施されているものの、もう少しこのようなサポートが必要ではないかといった、非常に貴重なご意見をいただきました。これらのご意見を参考にしながら、県として事業を進めていただきたいと思います。特に先ほどの長寿命化支援の面です。また、広域化については、是非があるはずで、良いこともあれば悪いこともあります。それによって地元も、元々の地域の能力を高めていくことも重要であるはずですが、全く実施されていないという点も、これは毎年少しお話しているところですので、そのあたりのバランスも考慮する必要があると考えます。現場のメリット・デメリットなども収集いただき、広く皆様に伝えていただければありがたいです。

もう一つ、広域化と事務作業は別であり、事務作業支援は別に考えても良いのではないかと思います。そこがステップでなくても、あるいは広域化しなくても、事務作業支援だけでうまくいくケースがあるかもしれませんので、それはそれで支援していけば良いのではないのでしょうか。地元が全てを丸投げしないような、良いサポートの仕方を滋賀県独自で検討されることで、全国にも可能性が広がると思いますので、色々大変だとは思いますが、よろしく願いいたします。

本日予定しておりました審議はこれで全て終了しました。議事の進行にご協力いただきありがとうございます。それでは会議の進行を事務局に返したいと思います。

(事務局)

会長ありがとうございました。また、委員の皆様方、様々な視点から「世代をつなぐ農村まると保全向上対策」に対するご助言やご指導をいただき、誠にありがとうございました。本日いただきましたご意見を参考にさせていただき、今後の取り組み推進に役立ててまいります。

それでは、令和7年度第2回滋賀県農村振興交付金制度審議会を終了いたします。ありがとうございました。